

一般社団法人日本インターベンショナルラジオロジー学会
2023、2024、2025 年度 代議員・理事・監事選挙施行細則

一般社団法人日本インターベンショナルラジオロジー学会の定款、定款施行細則に基づき、以下のように代議員・理事・監事選挙に関する規則を定める。

(制定日 2022 年 5 月 23 日)

(理事会承認 2022 年 6 月 3 日)

第一条 (選挙管理委員会の設置)

1. 担当理事と理事会の指名する各地区より 1 名の計 7 名の委員によって選挙管理委員会を構成し、委員名を公示する。
2. 選挙管理委員会は、立候補者について資格の確認を行い、不適格者を除外し、立候補者を確定する。
3. 選挙により、代議員・理事・監事を選出する。
4. 選挙管理委員会の事務局は、IVR 学会事務局内とする。

第二条 (代議員選挙区)

地区区分に従い、北日本、関東、中部、関西、中国・四国、九州の 6 選挙区とする。

第三条 (代議員定数)

代議員定数は**名以内とし、各選挙区の選挙権有資格者数に按分比例して、次の通り割り当てる。

1. 北日本 26 名
2. 関東 96 名
3. 中部 33 名
4. 関西 60 名
5. 中国四国 29 名
6. 九州 36 名

第四条 (代議員被選挙権有資格者)

1. 代議員被選挙権有資格者は、本学会の専門医で、2021 年度までの会費を 2022 年 6 月 30 日までに完納し、本学会の運営に貢献している者とする。

2. 本学会の運営への貢献は次の項目について自己申告する。

2017 年 7 月から 2022 年 6 月までの 5 年間の実績で合計 7 点以上とする。

- ①2020 年から 2022 年の IVR 学会各種委員会、WG 委員 (1 委員会につき 1 点)
- ②IVR 学会総会での座長、講演、シンポジスト、筆頭演者発表、共同演者発表
- ③学会機関誌 (IVR 会誌, Interventional Radiology 誌) への投稿 (共著を含む), 査読
- ④技術教育セミナー講師, SIRAP・CEPIR 講師, 指導者講習会講師
- ⑤地区研究会での座長, 講演, 筆頭演者発表, 共同演者発表
- ⑥IVR 学会ガイドラインへの参画 (1 ガイドラインにつき 1 点)

3. ポイント数は次の通り定める。

Interventional Radiology への投稿（筆頭、共著とも） 5点

IVR 学会総会、地区研究会の筆頭演者 2点

その他 1点

4. 資格を有すると判断した者は、指定された期日までに所定の手続きに従って立候補を届け出る。
5. 立候補は被選挙人の所属する選挙区より立候補する。所属選挙区は2022年3月末現在の勤務先によって定める。勤務先が登録されていない場合は学会雑誌等郵送先によって定める。
6. 学会への貢献度点数は自己申告制であるが、選挙管理委員会より詳細の提出要請があれば速やかに対応する。

第五条（代議員選挙権有資格者）

1. 代議員選挙権有資格者は、2022年3月31日現在の正会員で、2021年度までの会費を、2022年6月30日までに完納している正会員とする。
2. 選挙区について何らかの事由により変更を求める時は、事由を付して選挙管理委員会に届けるものとする。
3. 選挙資格について疑義を申し立てるときは、事由を付して選挙管理委員会に届けるものとする。
4. 2, 3の申し立て日時の締め切りおよび投票に関する詳細は選挙管理委員会で定める。

第六条（代議員選挙の施行）

1. 選挙は電子投票とし、無記名投票にて行う。
2. 代議員選挙は選挙区ごとの選挙権有資格者により行い、他選挙区からの立候補者に対する投票は無効とする。
3. 選挙権有資格者1名の投票数は、選挙区ごとに選挙制度委員会で定める。
4. 立候補以外の者への投票は無効とする。

第七条（代議員の選出）

1. 代議員選挙により、各選挙区での定数までの上位得票者を選挙管理委員会が確認し、代議員として選出する。最下位同点は定員まで当選とし、定員を超える場合はIVR学会会員歴が長い順に当選とする。ただし、各地区での立候補者が各地区定数に達しない場合は、立候補者すべてを代議員とする。

2. 立候補数が定数に満たない選挙区の不足分を選挙区落選者数で按分比例し、得票数上位者を割り当て当選とする。

第八条（理事・監事定数）

1. 理事定数は18名、監事定数は2名とする。

第九条（理事・監事被選挙権有資格者）

1. 理事・監事を一括候補として募集する。
2. 理事・監事被選挙権有資格者は、選出された代議員のなかで、2023年4月1日時点で満63歳未満のものとする。
3. 立候補時点までに少なくとも1編以上のInterventional Radiologyへ投稿（共著を含む）している。

第十条（理事・監事選挙の施行）

1. 理事・監事選挙は代議員による電子投票で行い、4名連記、無記名投票とする。
2. 立候補以外の者への投票は無効とする。

第十一条（理事の決定）

1. 理事・監事選挙での上位得票者18名までを選挙管理委員会が確認し、理事として選出する。
2. 立候補者数が定数に満たない場合は、立候補者すべてを理事とする。

第十二条（監事の決定）

1. 理事・監事選挙での次点・次々点者を監事として選出する。
2. 立候補者数が監事選出に満たない場合は、あらためて理事に選出のされた者を除いた代議員から代議員による電子投票を行い、2名の監事を選出する。